

青森県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県条例第五十七号

青森県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第四章の二の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第二条 法第三十条の九第一項に規定する審議会は、青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第三十九条第一項に規定する青森県個人情報保護審査会とする。

(情報提供手数料の算定の基礎)

第三条 法第三十条の十第五項に規定する情報提供手数料の額は、同条第一項に規定する指定情報処理機関が行う法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供に要する費用の額を当該本人確認情報の提供の見込件数で除して得た額を基礎として定めるものとする。

附 則

この条例は、平成十四年八月五日から施行する。

青森県市町村振興基金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第五十八号

青森県市町村振興基金条例等の一部を改正する条例

(青森県市町村振興基金条例の一部改正)

第一条 青森県市町村振興基金条例(昭和三十九年四月青森県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第十条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県環境保全基金条例の一部改正)

第二条 青森県環境保全基金条例(平成二年三月青森県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県地域福祉基金条例の一部改正)

第二条 青森県地域福祉基金条例(平成三年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県介護保険財政安定化基金条例の一部改正)

第四条 青森県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年三月青森県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第九条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県緊急地域雇用創出特別基金条例の一部改正)

第五条 青森県緊急地域雇用創出特別基金条例(平成十三年十二月青森県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県中山間地域等直接支払交付金基金条例の一部改正)

第六条 青森県中山間地域等直接支払交付金基金条例(平成十二年三月青森県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県森林整備担い手対策基金条例の一部改正)

第七条 青森県森林整備担い手対策基金条例(平成五年三月青森県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部改正)

第八条 青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例の一部改正）

第九条 青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例（平成五年十月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（青森県あすなる国体記念社会体育振興基金条例の一部改正）

第十条 青森県あすなる国体記念社会体育振興基金条例（昭和五十三年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部改正)

第十一条 青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例(平成七年七月青森県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県条例第五十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例及び青森県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

定）「第三十一条の二第二項第十号八」を「第三十一条の二第二項第十一号八」に改める部分に限る。）及び同表第二号の改正規定（「第三十一条の二第二項第十一号二」を「第三十一条の二第二項第十二号二」に改める部分に限る。）は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第六号に規定する日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第六十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ウ中「宿泊」を「宿泊」に、「第四条又は」を「第四条若しくは」に、「週休日又は」を「週休日（以下「週休日」という。）（若しくは）」に、「週休日等」を「休日等」に改め、同号エ中「週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日」を「週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間である日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第十八条第一項第一号の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第六十一号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号八中「公務員（）」を「公務員等（）」に、「及び地方公務員法」を「（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第四号中「国」の下に「独立行政法人等」を加え、同条第六号及び第七号中「国の機関」の下に「独立行政法人等」を加え、同号口中「国」の下に「独立行政法人等」を加え、同号水中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

第十三条第一項中「国」の下に「独立行政法人等」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の青森県情報公開条例第七条及び第十三条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた開示請求（改正後の青森県情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前になされた開示請求に

については、なお従前の例による。

(青森県個人情報保護条例の一部改正)

3 青森県個人情報保護条例(平成十年十二月青森県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「国」の下に「、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」を加える。

第十九条第一項第四号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同項第七号及び第八号中「国の機関」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号口中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同号二中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

(青森県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の青森県個人情報保護条例第十六条第一項及び第十九条第一項の規定は、施行日以後になされた開示請求(同条例第十三条第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日以前になされた開示請求については、なお従前の例による。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県条例第六十二号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第五項中「団地管理組合法人」の下に、「マンション建替組合」を加える。

第三十五条の三第一項ただし書中「法第二十四条の三第一項ただし書に規定する政令で定める」を「政令第七条の四の三第一項に規定する」に改める。
る。

第五十七条の二第一項ただし書中「法第七十二条の三第一項ただし書に規定する政令で定める」を「政令第十五条の三に規定する」に改める。

第七十六条の三第一項ただし書中「法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する政令で定める」を「政令第三十五条の七の二に規定する」に改める。
る。

第八十二条第二項及び第九十条第六項中「（第二号を除く。）」を削る。

第九十二条の四の見出し中「市街地再開発組合」を「市街地再開発組合等」に改め、同条第一項中「による市街地再開発事業」を「第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業（以下本条において「第一種市街地再開発事業」という。）」に改め、同条に次の六項を加える。

8 都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下本条において「再開発会社」という。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

9 第二項から第七項までの規定は、再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第三項中「市街地再開発組合」とあるのは「再開発会社」と、「組合員」とあるのは「者」と、第五項中「第一項」とあるのは「第八項」と、「市街地再開発組合」とあるのは

「再開発会社」と、第六項中「市街地再開発組合」とあるのは「再開発会社」と読み替えるものとする。

10 再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下本条において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下本条において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第百十八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

11 第二項から第七項までの規定は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第二項中「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」とあるのは「都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、第三項中「市街地再開発組合」とあるのは「再開発会社」と、「組合員」とあるのは「者」と、第五項中「第一項」とあるのは「第十項」と、「市街地再開発組合」とあるのは「再開発会社」と、第六項中「市街地再開発組合」とあるのは「再開発会社」と読み替えるものとする。

12 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下本条において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下本条において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国、地方公共団体その他政令第三十九条の四の二に規定する者が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

13 第二項から第七項までの規定は、再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合又は公共施設の用に供する不

動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合に
おいて、第二項中「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」とあるのは「建築
施設の部分の取得にあつては都市再開発法第百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動
産の取得にあつては同法第百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、第三項中「市
街地再開発組合」とあるのは「再開発会社」と、「組合員」とあるのは「者」と、第五項中「第一項」とあるのは「第十二項」と、「市街地再開発
組合」とあるのは「再開発会社」と、第六項中「市街地再開発組合」とあるのは「再開発会社」と読み替えるものとする。

第百九十一条第二項中「第三百六十四条第三項」を「第三百六十四条第五項」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第七条の二第二項及び第四項中「第三十一条の二第二項第七号から第十二号まで」を「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」に改め
る。

附則第八条の二第二項中「法附則第三十五条の二第二項に規定する政令で定める」を「政令附則第十八条第三項に規定する」に改め、同条第六項中
「附則第十八条第三項」を「附則第十八条第四項」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「法附則第三十五条の二の二第一項に規定する政令で定めるもの」を「政令附則第十八条の二第二項に規定するもの」
に、「法附則第三十五条の二の二第一項に規定する政令で定めるところ」を「政令附則第十八条の二第二項から第四項までの規定」に改め、同条第二
項中「法附則第三十五条の二の二第二項に規定する政令で定めるところ」を「政令附則第十八条の二第五項から第七項までの規定」に改める。

附則第八条の二の三第一項中「附則第三十五条の二の三第一項の」を「附則第三十五条の二の六第一項の」に、「法附則第三十五条の二の三第一項
に規定する政令で定める」を「政令附則第十八条の五第一項に規定する」に改める。

附則第八条の二の四第一項中「附則第十八条の二第二項」を「附則第十八条の六第二項」に改め、同条第二項中「附則第十八条の二第四項」を「附則第十八条の六第四項」に改める。

附則第八条の二の五第一項中「附則第十八条の三第一項」を「附則第十八条の七第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九十一条第二項、附則第八条の二第二項及び第六項、附則第八条の二の二第一項及び第二項、附則第八条の二の三第一項、附則第八条の二の四第一項及び第二項並びに附則第八条の二の五第一項の改正規定は平成十五年一月一日から、第三十五条第五項並びに附則第七条の二第二項及び第四項の改正規定は地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十七号）附則第一条第三号に規定する日から施行する。

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第六十三号

青森県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

「第一節 低開発地域工業開発地区における課税免除（第二条 第四条）」

目次中 第二節 農村地域工業等導入指定地区における課税免除（第五条 第七条）」

第三節 過疎地域における課税免除（第八条 第十一条）」

を 「第一節 農村地域工業等導入指定地区における課税免除
第二節 過疎地域における課税免除（第五条 第八条）」

(第二条 第四条)

に、「第十二条 第十四条」を「第九条 第十一条」に、「第二節 特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る不均一課税」に、「第二節 輸入促進基盤整備事業により設置される施設に係る不均一課税」

(第十五条 第十七条)

「第二節 原子力発電施設等立地地域における不均一課税(第十二条 第十四条)」を「第三節 特定商業集積を構成する商業基盤施設に係る不均一課税(第十五条 第十七条)」に改める。

課税(第十八条 第二十条)」

第四節 輸入促進基盤整備事業により設置される施設に係る不均一課税(第十八条 第二十条)」

第一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第四百八十八号)第三条第一項の規定により指定された原子力発電施設等

立地地域(以下「原子力発電施設等立地地域」という。)における県税の特別措置

第二章第一節を削る。

第五条中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加え、「課税免除」を「課税の免除(以下「課税免除」という。)」に

改め、第二章第二節中同条を第一条とする。

第六条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(徴収猶予等)

第四条 適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税について、当該土地の取得者から課税免除の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると知事が認めた場合においては、当該取得の日から当該土地を敷地とする適用家屋を事業の用に供した日までの期間に限って、当該土地に係る不動産取得税額のうち課税免除をすべき額に相当する税額を徴収猶予する。

2 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)第九十一条第三項及び第四項並びに第九十二条の規定は、前項の規定による徴収猶予

について準用する。

3 適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について課税免除の適用があることとなったときは、当該納税者の申請に基づいて、課税免除をすべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

4 地方税法第七十三条の二第十項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

第七条を削る。

第二章第二節を同章第一節とする。

第二章第三節中第八条を第五条とし、第九条を第六条とする。

第十条中「第八条第二号」を「第五条第二号」に改め、同条を第七条とし、第十一条を第八条とする。

第二章第三節を同章第一節とする。

第三章第一節中第十二条を第九条とし、第十三条を第十条とし、第十四条を第十一条とする。

第二十条中「第十四条」を「第十一条」に改める。

第三章第三節を同章第四節とする。

第十七条中「第十四条」を「第十一条」に改める。

第三章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 原子力発電施設等立地地域における不均一課税

(事業税等の不均一課税)

第十二条 原子力発電施設等立地地域の区域内において、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業（次項において「製造業等」と

いう。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対し、事業税、不動産取得税及び固定資産税について不均一課税をする。

2 前項の規定による不均一課税は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定めるものについて行う。

一 事業税 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第三条第三項の規定による公示の日（以下この項において「公示日」という。）（

から平成十五年三月三十一日までの期間（当該期間内に原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなった地域については、公示日からその該当しないこととなる日までの期間。以下この項において「対象期間」という。）内に、製造業等の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額が二千五百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用人（日々雇入れられる者を除く。）の数が十五人を超えるものとし、同法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうちに原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）第一条第二項に規定する対象設備（以下この項において「対象設備」という。）を含むもの（以下この節において「特定設備」という。）を新設し、又は増設した者が行う事業に対して課する事業税で、個人が行う事業にあつては特定設備を事業の用に供した日の属する年以後三年間における各年、法人が行う事業にあつては特定設備を事業の用に供した日の属する事業年度以後当該事業年度の開始の日から起算して三年以内に終了する各事業年度に係る所得金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特定設備に係るものとして同令第二条の規定により計算した額に対して課するもの

二 不動産取得税 対象期間内に新設し、又は増設した特定設備に係る対象設備である家屋（以下この節において「適用家屋」という。）及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税

三 固定資産税 対象期間内に新設し、又は増設した特定設備に係る対象設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である償却資産（公示日以後において取得したものに限る。以下この節において「適用償却資産」という。）に対して課する固定資産税（適用償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度以後三箇年度分に限る。）

3 特定設備を事業の用に供した日から当該日の属する年の末日又は当該日の属する事業年度の終了の日までの期間が六月に満たない場合において、当該特定設備の新設又は増設をした者の申出があつたときにおける前項第一号の規定の適用については、同号中「年以後三年間」とあるのは「年の翌年以後三年間」と、「事業年度以後当該事業年度」とあるのは「事業年度の翌事業年度以後当該翌事業年度」とする。

（不均一課税の税率）

第十三条 前条の規定による不均一課税の税率は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 事業税

区 分	初年度の事業税	第二年度の事業税	第三年度の事業税
イ 特別法人（ロに掲げる特別法人を除く。）	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・八 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の三・七五	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の四・二 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の五・六二五	所得のうち年四百万円以下の金額の百分の四・九 所得のうち年四百万円を超える金額の百分の六・五六二五
ロ 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う特別法人で資本の金額又は出資金額が千万円以上のもの	所得の百分の三・七五	所得の百分の五・六二五	所得の百分の六・五六二五

<p>ホ 個人</p>	<p>所得の百分の二・五</p>	<p>所得の百分の三・七五</p>	<p>所得の百分の四・三七五</p>
<p>二 三以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（特別法人を除く。）で資本の金額又は出資金額が千円以上のもの</p>	<p>所得の百分の五・五</p>	<p>所得の百分の八・二五</p>	<p>所得の百分の九・六二五</p>
<p>八 特別法人以外の法人（二に掲げる法人を除く。）</p>	<p>所得のうち年四百万円以下の金額の百分の二・八 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の四・二</p>	<p>所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の六・三</p>	<p>所得のうち年四百万円以下の金額の百分の四・九 所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の七・三五</p>

二 不動産取得税 百分の〇・四

三 固定資産税

イ 初年度の固定資産税 百分の〇・一四

ロ 第二年度の固定資産税 百分の〇・三五

ハ 第三年度の固定資産税 百分の〇・七

2 前項第一号の表に規定する「初年度の事業税」、「第二年度の事業税」及び「第三年度の事業税」とは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 初年度の事業税 個人が行う事業にあつては特定設備を事業の用に供した日の属する年（前条第三項の規定の適用がある場合には、当該特定設備を事業の用に供した日の属する年の翌年。次号において「適用開始年」という。）、法人が行う事業にあつては特定設備を事業の用に供した日の属する事業年度（同項の規定の適用がある場合には、当該特定設備を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度。以下この項において「適用開始事業年度」という。）の開始の日から起算して一年以内に終了する各事業年度に係る所得に対して課する事業税をいう。

二 第二年度の事業税 個人が行う事業にあつては適用開始年の翌年（次号において「第二年度の事業税に係る年」という。）、法人が行う事業にあつては適用開始事業年度の開始の日から起算して一年を経過した日以後一年以内に終了する各事業年度に係る所得に対して課する事業税をいう。

三 第三年度の事業税 個人が行う事業にあつては第二年度の事業税に係る年の翌年、法人が行う事業にあつては適用開始事業年度の開始の日から起算して二年を経過した日以後一年以内に終了する各事業年度に係る所得に対して課する事業税をいう。

3 第一項第三号に規定する「初年度の固定資産税」、「第二年度の固定資産税」及び「第三年度の固定資産税」とは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 初年度の固定資産税 適用償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度において課する固定資産税をいう。

二 第二年度の固定資産税 前号に規定する固定資産税に係る年度の翌年度において課する固定資産税をいう。

三 第三年度の固定資産税 前号に規定する固定資産税に係る年度の翌年度において課する固定資産税をいう。

（徴収猶予等）

第十四条 第十一条の規定は、適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税について準用する。

附則第四項の見出し中「半島振興対策実施地域」を「半島振興対策実施地域等」に改め、同項中「半島振興対策実施地域」の下に「及び原子力発電

施設等立地地域」を加え、「第十三条第一項第一号の表のイ」を「第十条第一項第一号の表のイ及び第十三条第一項第一号の表のイ」に、「同表のロ」を「第十条第一項第一号の表のロ及び第十三条第一項第一号の表のロ」に、「同表のハ」を「第十条第一項第一号の表のハ及び第十三条第一項第一号の表のハ」に、「同表のニ」を「第十条第一項第一号の表のニ及び第十三条第一項第一号の表のニ」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成十四年九月十六日前に改正前の青森県税の特別措置に関する条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

3 改正後の青森県税の特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十二条第一項の規定は、平成十四年三月十九日（以下「適用日」という。）以後に製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用する。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までに納付された事業税及び不動産取得税に係る徴収金が、改正後の条例第十二条第一項の規定による不均一課税により過納となったときは、その過納額に相当する当該徴収金（改正後の条例第十四条において準用する改正後の条例第十一条において準用する改正後の条例第四条第四項において準用する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十三条の二第十項の規定の適用を受ける不動産取得税に係る徴収金を除く。）は、この条例の施行の日に納付があったものとみなして、同法第十七条の四第一項の規定を適用する。

青森県林業改良指導員資格試験に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県条例第六十四号

青森県林業改良指導員資格試験に関する条例の一部を改正する条例

青森県林業改良指導員資格試験に関する条例（昭和三十二年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「において」を「又は指定教育機関（昭和三十三年二月十五日農林省告示第二百二十五号（森林法施行令に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関をいう。以下同じ。）のうち林業改良指導員の養成を目的とするもので短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者を入学の資格とし、かつ、修業年限が二年以上のものであるものにおいて、」に改め、同項第二号中「短期大学又は昭和三十三年二月十五日農林省告示第二百二十五号（森林法施行令に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関」を「指定教育機関（短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者を入学の資格とするもの）に限り、前号の指定教育機関を除く。」に改め、「卒業後」を削り、「までに、」の下に「当該指定教育機関における修業年限と」を、「通算した期間」の下に「（以下「職務従事期間」という。）を通算した期間」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号イ若しくは口の職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間」を「職務従事期間」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 短期大学又は指定教育機関（前二号の指定教育機関を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、職務従事期間が二年以上に達するもの

第四条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

青森県土地収用法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県条例第六十五号

青森県土地収用法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県土地収用法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二号中「十二万円」を「十五万八千円」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 土地収用法第十五条の七第一項の規定によつて仲裁を申請する起業者	仲裁申請手数料	十二万六千円
-----------------------------------	---------	--------

附 則

この条例は、平成十四年七月十日から施行する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県条例第六十六号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「については、三」を「及び識別章については、各三」に、「手帳」を「識別章
警察手帳」に改める。

附則

この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

青森県副知事定数条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県条例第六十七号

青森県副知事定数条例を廃止する条例

青森県副知事定数条例（昭和四十七年七月青森県条例第二十九号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県条例第六十八号

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「前各号」を「第二号」に改め、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五 議長、副議長又は議長の依頼によりその代理となる者が公務により出務したとき

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項の規定により議員を派遣したとき

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年七月三日

青森県知事 木村守男

青森県条例第六十九号

青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

青森県政務調査費の交付に関する条例（平成十三年三月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十二項及び第十三項」を「第百条第十三項及び第十四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭